

■発行日 平成16年1月5日 第163号

暴 追 協 速 報

各 賛 助 会 員 様

財団法人熊本県暴力追放協議会
 熊本市水前寺6丁目35番4号
 電 話 096-382-0333
 FAX 096-382-0346
 Eメール kumamoto-b@gold.ocn.ne.jp

新年あけましておめでとうございます。
 会員の皆様方には、ご健勝で新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。
 当協議会は、本年も「暴力のない明るい熊本県」の実現に向け努力いたしますので、今後ともご指導ご支援の程よろしくお願いいたします。

(財) 熊本県暴力追放協議会職員一同

ヤミ金融規制法改正（貸金業規制法・出資法改正）について

景気が依然として回復しない昨今、無差別・無担保融資が恒常化し、多重債務に苦しんでいる人が増えつづけています。これに目をつけた暴力団が、その支配下にあるヤミ金融業者を使って暴力的に過酷な取立てを行ったことから、これに耐えられなくなった被害者が自殺するなどの被害が続出し、社会問題化しております。

このため、暴力団等を貸金業から排除し、あるいは悪質な取立てを防止するため、貸金業者の行為規制法を定めた改正貸金業規制法・出資法が第156回通常国会で成立しました。

この法律で、経済的弱者が暴力団に追いつめられる状況を排除することができると期待されています。その主な改正内容は、次のとおりです。

なお、問題解決の早道は、毅然とした対応と早期相談です。悪質な取立てや不当な要求に対しては、熊本県暴力追放協議会への相談、又は早期に警察に届けることです。

主な改正点（暴力団等に関する部分を抜粋）

項 目	主 な 改 正 内 容	施行日
貸金業登録条件の厳格化 右のような場合は、貸金業登録の拒否要件となります。	① 暴対法に違反し、刑の執行等を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。	16.1.1
	② 暴力団員、又は暴力団員で無くなった日から5年を経過しない者。（以下、暴力団員等という。）	16.1.1
	③ 役員、又はその使用人に暴力団員等がいる場合。	16.1.1
	④ 暴力団員等が、その事業活動を支配する者。	16.1.1
	⑤ 暴力団員等を、その業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。	16.1.1

項 目	主 な 改 正 内 容	施行日
広告及び勧誘の規則の強化 (ア) 無登録の業者が右のような広告をすれば違反となります。	貸金業者以外の者は、貸金業を営む旨の表示をし、又は貸金業を営む目的をもって広告・勧誘をしてはいけません。 (100万円以下の罰金)	15.9.1
(イ) 貸付広告や勧誘する場合に利率等を説明しなければ違反となります。	① 貸金業者は、貸付けの条件について広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘する場合は貸付けの利率等を表示し又は説明しなければなりません。 (100万円以下の罰金) ② 貸金業者は、広告し、又は書面や電磁波的記録を送付して勧誘するときは、貸金業者登録簿に登録された商号、名称又は電話番号等を表示しなければなりません。 (100万円以下の罰金)	16.1.1 16.1.1
(ウ) 誇大広告や表示は違反となります。	貸金業者は、その業務に関し広告又は勧誘するときは、利率その他の貸付け条件について、著しく事実と相違する表示や説明をし、又は著しく有利であると誤認させるような表示や説明をしてはいけません。 (1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金)	16.1.1
取立て行為の規制の強化 (ア) 右のような方法による取立て行為は、違反になります。	① 社会通念に照らし、不相当と認められる時間（内閣府令で定める時間帯）に債務者又は保証人（以下債務者等という）に電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問する行為。 ② 債務者等の勤務先その他居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又はその者の勤務先その他居宅以外の場所を訪問する行為。 ③ 張り紙・立て看板等何らの方法を問わず、債務者の借入れに関する事実等を債務者等以外の者に明らかにする行為。 ④ 債務者等に対し、他の貸金業者からの借入れや債務弁済資金の調達をすることをみだりに要求する行為。 ⑤ 債務者以外の者に対し、債務者に代わって債務を弁済することをみだりに要求する行為。 ⑥ 弁護士等から書面により、事務処理手続き中である旨の通知があった場合に、債務者等に電話をかけ、	16.1.1 16.1.1 16.1.1 16.1.1 16.1.1

項 目	主 な 改 正 内 容	施 行 日
	電報を送達し、ファクシミリ装置を用いて送信又は、訪問等をして債務の弁済を要求したり、債務者等から直接要求しないように求められたにもかかわらず、上記の方法により当該債務の弁済を要求する行為。	16.1.1
(イ) 委任を受けた者が書面等により取立てる場合には、右のような規制を受けます。	貸金業者から委任を受けた者は、債務者・保証人に対し支払い催告のため書面・電磁的記録を送付するときは、貸金業者の商号・名称・住所・電話番号等を記載又は記録しなければなりません。 (100万円以下の罰金)	16.1.1
貸金業者に対する 行為規制の強化 貸金業者に対して右のような行為規制が新設されました。	① 貸金業の使用人、従事者であることを証明する証明書をその者らに携帯させないで、業務に従事させる行為。 (100万円以下の罰金)	16.1.1
	② 暴力団員等を、その業務に従事させ、又は補助者として使用する行為。 (1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)	16.1.1
	③ 貸金業者が暴力団員等に対して債権の譲渡等、保証契約の締結又は債務の弁済の委託をする行為。 (1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)	16.1.1
高金利の要求罪の新設 法外な高金利は要求するだけで違反となります。	出資法第5条に規定する上限金利(個人年109.5%業者年29.2%)を超える利息の支払い要求する行為が新たに処罰の対象となりました。 (5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金)	15.9.1
高金利の無効化 右のような場合には、貸付契約が無効となります。	年109.5%を超える利息(業者・個人を問わず)を内容とする貸付契約は無効となります。	15.9.1

罰 則 の 引 き 上 げ

	法 律 名	改 正 罰 則	旧 罰 則
罰 則	出資法違反 (高金利の受領等)	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金 (法人は3,000万円以下の罰金)	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)
	貸金業法違反 (無登録営業)	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)
	(取立て行為)	2年以下の懲役 300万円以下の罰金	1年以下の懲役 300万円以下の罰金

えせ右翼団体等の街頭宣伝行為等に対する対応について

えせ右翼、えせ同和行為者などの社会運動標ぼうゴロは、企業・個人に対する不当要求に応じさせるための手段として、街宣車などを使用した批判・抗議などの街宣活動を活発に行っております。

このような街宣行為については、裁判所に「仮処分」を申し立てすることで、対抗することができます。

* 仮処分とは、裁判の結果を待っていたのでは、被害の回復が遅延又は著しく困難になるため、現状変更を禁じたり、争いのある権利関係につき仮の地位を定めるなどして、権利を保護するための制度です。

裁判所に「仮処分」を申し立てることにより、相手方の行為によって生じる危険や困惑から救済されます。

仮処分は、裁判の一種ですから、被害者の申し立てによって開始されます。通常は、弁護士を訴訟代理人として申立書を裁判所に提出することになります。

* 仮処分の種類

反社会的勢力からの不当行為については、次の仮処分を裁判所に申し立てることで対抗することができます。

- ・ 執拗な面会要求や架電に対しては、「面談禁止、架電禁止の仮処分」
- ・ いやがらせのための訪問や工事現場での妨害行為に対しては、「立ち入り禁止、妨害行為禁止の仮処分」
- ・ 執拗な街宣活動に対しては、「街宣活動禁止、文書配布禁止の仮処分」

などがあります。

* 街宣行為をされた場合の具体的対応要領

街宣禁止の仮処分を申し立てするためには、行為者を特定し、街宣行為の事実を立証する必要があります。そのためには、

- ・ 街宣車を写真、ビデオ等により撮影し、ナンバー・団体名を記録する。
- ・ 演説や軍歌・誦経等を録音し、録音の日時、場所を記録する。
- ・ 名刺や文書等、相手が特定できるものがあれば、保管しておく。

ことなどが必要ですが、カメラによる撮影や録音だけに頼ることなく、必ずメモをとり、文書化しておくことが大切です。

* 警察や暴力追放協議会などとの連携

仮処分は、一般の方々には、なじみが薄くわかりにくいものです。エセ右翼等の街宣や不当要求があった場合は早めに警察や暴力追放協議会に相談しましょう。

また、このような街宣行為等によって個人・団体の名誉を毀損されたり、侮辱されたりした場合には、刑事訴追もできますし、警察には街宣の音量の測定器もありますので早めに相談されることが大切です。

ニセ債権回収にご注意を！

最近、債権回収業者を名乗る架空の請求書が郵送やメールで送りつけられてきたという相談が相次いでいます。例えば、「こちらは債権回収業者の〇〇〇〇です。この度、貴殿への債権について回収を依頼されました。連絡がない場合、自宅や職場に直接伺い回収致します。なお、重要書類等は、ご入金確認後の郵送となりますのでご承知願います。」などといった内容で、連絡先として相手の携帯番号が書かれ、相手に電話すると振込先の銀行口座番号を指定される仕組みで、一旦こちらが振り込むと重要書類なるものは、いつまでたっても来ないといった巧妙な詐欺事件です。

このような債権回収は、一般的にはありませんし不審です。アダルトサイトの利用経験者などは、自己のやましきなどもあって良く確かめずに支払うこともあるようです。

一般的に債権回収を依頼することになったら、あらかじめ依頼した債権者から債務者に対して債権回収を〇〇に依頼した旨の連絡があり、依頼を受けた者は、「誰から、いつ、誰の、どの様な、どれだけの金額の債権回収を依頼された。」との明細が示してあるはずですが、いずれの相談の場合も、これらが全く示されていません。よく確かめもしないで振り込むことが絶対ないようにしましょう。債務がある人も、債権者に確実に確認しましょう。

このようなニセの債権回収は、明らかに詐欺の行為です。

最近、「口座屋」と呼ばれる者が台頭しているそうです。銀行等の口座開設が従来より厳しくなったことから、「口座屋」が自己の免許証などで銀行口座を開設し、この通帳（カード）と印鑑、暗証番号を他人に1～2万円で売却し、これを買取った者がさらに他人（暴力団など）に5～6万円で売却するようなことが行われているようです。このような詐欺に使われる振込口座は、このような口座が利用されているようです。

また、ニセ債権回収に記載されている携帯電話の番号は、暴力団などの犯罪者がよく使うプリペイド式の携帯電話の番号で、この携帯電話は、最初に買った人から転々として現在、誰が所持しているかもハッキリしないような電話で、犯罪者などが自分の足がつかないようにするために利用している携帯電話番号のようです。

このような犯罪の被害者にならないようにしましょう。

法務省によりますと、弁護士以外が債権回収をする場合は、法務大臣の許可が必要で、現在許可を受けている業者は、全国に82社あるそうです。法務省（電話03-3580-4111）に問い合わせるとそれが確認できます。

法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

*こちらのホームページでも確認することができます。

暴力に関する困りごとは、早めにご相談ください。

相談電話 096-382-0333（無料・秘密厳守）